

就職・退職されるみなさまへ

健康保険の脱退・加入の手続きをお忘れなく!!



国民健康保険に加入していた人が就職されるとき

職場の健康保険に加入



- ①事業所が就職される方の健康保険の資格取得手続きを行います。
- ②就職される方が国民健康保険からの脱退手続きを行います。



職場の健康保険に加入していた人が退職されるとき

退職後の健康保険は、各種健康保険を比較のうえ、ご自身で選択した健康保険への加入手続きが必要です。

※今までの保険証は、退職後速やかに事業所へ返却してください。

国民健康保険に加入



- ①事業所が退職される方の健康保険の資格喪失手続きを行います。
- ②退職される方が国民健康保険への加入手続きを行います。
※加入手続きの際は、裏面の資格喪失証明書等が必要となります。

職場の健康保険を継続



一定の条件を満たせば、引き続き職場の健康保険に加入できます。
(任意継続)
※詳しくは、保険証の発行元、またはお勤めの事業所にお問い合わせください。

ご家族の健康保険に加入
(被扶養者)



ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。

国民健康保険の脱退・加入手続きは14日以内に
市町村、国保組合の国民健康保険窓口へ届出してください!

国保からの脱退手続きが遅れると

- ・他の健康保険に加入すると二重加入となり、保険税(料)も二重払いになります。
- ・国保が負担した医療費はあとで返さなくてはなりません。

国保への加入手続きが遅れると

- ・保険税(料)は、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。
- ・保険証がないため、医療費が全額自己負担となります。

福島県・市町村・国民健康保険組合
福島県国民健康保険団体連合会・全国健康保険協会 福島支部

健康保険・厚生年金 資格取得(喪失)証明書

被 保 険 者	フリガナ		生年月日(和暦)	年 月 日
	氏 名			
		住 所		
健康保険・厚生年金保険 資格取得 または 資格喪失年月日(和暦)	取得	年 月 日	健康保険被保険者証 保 険 者 番 号	
	喪失	年 月 日 (退職の場合は退職日の翌日)	記 号 ・ 番 号 ・ 枝 番	
	退職	年 月 日	基礎年金番号	

被 扶 養 者	枝 番	フリガナ 氏 名	生年月日(和暦)	続 柄	被扶養者として認定または認定を抹消された年月日(和暦)	退職以外の喪失事由
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	
			年 月 日		年 月 日	

☐ 被保険者
☐ 被扶養者

の資格を

☐ 取 得
☐ 喪 失

したことを証明します。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名



電話番号

担当者

国民健康保険の届出に必要なものは？

国保を脱退するとき

①国民健康保険と新たに加入した健康保険の保険証
※健康保険の保険証が未発行の場合は加入を証明するもの(本紙)
②印かん

国保に加入するとき

①健康保険・厚生年金 資格喪失証明書(本紙)
②印かん
※資格取得(喪失)証明書(本紙)は、事業所に記入を依頼してください。

届出の際は、個人番号を確認できるもの(個人番号カード・個人番号通知カード等)と本人確認書類(免許書等の顔写真付き公的機関証明書)が必要となります。
届出に必要なものは、市町村、国保組合によって異なる場合があります。詳しくは、国民健康保険の担当窓口までご確認ください。